

## 共謀罪の創設に反対する決議

- 1 「犯罪の国際化および組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が、今特別国会に提出された。この法律案には、「共謀罪」の新設がもりこまれている。

この法律案は、総選挙前の本年8月の国会で審議未了・廃案となった。2003年に初めて提出されて以来、2度目の廃案であった。にもかかわらず、選挙後の今特別国会に再び提出されたものである。

組織的な犯罪の共謀罪は、死刑または無期または長期4年以上の懲役もしくは禁錮の刑が法定されている「罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者」を処罰するとしている。

長期4年以上の懲役もしくは禁錮に該当する犯罪は、特別刑法を入れると実に615にのぼる。広い範囲にわたり「共謀罪」が新設されることになる。
- 2 共謀罪は、犯罪の実行の着手にも予備にも至らない、共謀それ自体を処罰の対象とする。

ある行為が犯罪として処罰されるためには、法益侵害という結果が発生したこと、少なくとも法益侵害の現実的危険性がある場合に限るとというのが、近代刑法の大原則である。例外的に、一定の重大な法益侵害を伴う罪に関して、予備や陰謀が処罰対象とされるにすぎない。この原則は、国家に、恣意的な刑罰権の行使を許さないため、歴史的に形成されてきた普遍的原則である。

しかるに、同法案は、共謀による合意成立後の打ち合わせや電話連絡、犯行手段や逃走手段の準備等のいわゆる「顕示・助長行為」すら必要とせず、合意が成立しただけで処罰対象とされる。諸外国にも例を見ない特異な犯罪類型である。

合意だけで犯罪の成立を認めることは、まさしく「意思」を処罰するに等しく、刑法の基本原則に反する。しかも、その対象犯罪が多数かつ広範囲にわたることからすれば、恣意的で不公正な捜査・取締・処罰が横行する危険性が高い。
- 3 共謀罪の構成要件についても曖昧で不明瞭である。組織については、単に「団体の活動として」を規定するだけであり、政党・労働組合・市民団体など、およそ2人以上の人間が協力して行動すれば「団体の活動」として補足される恐れがある。「当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行」という要件も、わかりにくく不明瞭で、同法案の適用範囲を限定する役目を果たしえないことは、先の通常国会における衆院法務委員会の論議でも浮き彫りになったところである。
- 4 共謀罪は、犯罪構成要件が過度に広汎かつ不明確であって、刑法の人権保障機能に反すること明らかであり、政党・労働組合・市民団体の活動に対する抑止・弾圧に利用されかねない法案である。

私たちは、共謀罪に断固反対し、成立を許さないために取り組むものである。

2005年10月24日  
自由法曹団2005年総会